

|                                                                               |                                                                                                                                                                                               |                       |                  |             |  |          |  |     |  |
|-------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------|------------------|-------------|--|----------|--|-----|--|
| 令和6年度                                                                         | 第 建9 号                                                                                                                                                                                        | 工 事 （ 当 初 ） 仕 様 書     |                  |             |  | 名張市上下水道部 |  |     |  |
| 工 事 名                                                                         | 市道百合が丘西1の1号線配水管 φ100mm布設工事                                                                                                                                                                    |                       |                  |             |  |          |  |     |  |
| 施 行 場 所                                                                       | 名張市 百合が丘西1番町 地内                                                                                                                                                                               |                       |                  |             |  |          |  |     |  |
| 設 計 金 額                                                                       | <div>当初設計金額</div> <div>円</div> <div>内 工事価格</div> <div>円</div> <div>内 消費税相当額</div> <div>円</div> <div>支給資材費</div> <div>円</div> <div>内 支給資材費</div> <div>円</div> <div>内 消費税相当額</div> <div>円</div> |                       |                  |             |  |          |  |     |  |
| 工 期                                                                           | 着 手<br>完 成                                                                                                                                                                                    | 令和 年 月 日<br>令和7年1月31日 | (または着手日から)<br>日間 | 設計 令和 年 月 日 |  |          |  |     |  |
|                                                                               |                                                                                                                                                                                               |                       |                  | 設 計         |  | 検 算      |  | 確 認 |  |
| 工 事 の 概 要                                                                     |                                                                                                                                                                                               |                       |                  | 起 工 理 由     |  |          |  |     |  |
| 不断水丁字管 φ300mm×φ100mm N=1基<br>不断水丁字管 φ100mm×φ100mm N=1基<br>HPPE φ100mm L=24.5m |                                                                                                                                                                                               |                       |                  |             |  |          |  |     |  |

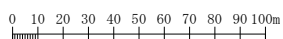
1:3000

# 位置図



名張市上下水道部

令和6年8月29日 出図



この配管図は、概略図ですので現地と整合しない部分があります。実施にあたっては、現地での調査確認の上計画をして下さい。

# 《 特 記 仕 様 書 》

## 第 1 章 一 般 事 項

### 第 1 節 適用範囲

- (1) 本仕様書は、名張市上下水道事業の管理者の権限を行う名張市長が発注する「市道百合が丘西 1 の 1 号線配水管 φ 100 mm 布設工事」（以下「本工事」という）の施工に適用する。
- (2) 本仕様書は、「本工事」施工に関する特有な仕様事項を示すものであり、共通的なものは、名張市水道事業請負契約工事共通仕様書（以下「水道事業共通仕様書」という）によるものとし、その他の場合は、水道工事標準仕様書及び三重県公共工事共通仕様書による。
- (3) 契約書、設計図書及び本特記仕様書は、水道事業共通仕様書、水道工事標準仕様書及び三重県公共工事共通仕様書に優先する。
- (4) 受注者は、(2) の仕様書は勿論のこと諸関係法規等を現場責任者に充分理解させ、監督員の指示に従って完全に施工すること。

### 第 2 節 一般事項

- (1) 設計内容の変更に伴う変更請負契約金額の算出は、発注者の算出した変更請負工事費に当初請負契約金額と当初請負工事費との比率を乗じたものとする。
- (2) 受注者は、工事着手に先立ち、施工計画書を提出し監督員の承諾を得ること。
- (3) 製作図、製作仕様書、施工図、見本等は、事前に監督員の承諾を得ること。
- (4) 施工計画書及び施工図は、すべての工種を総合的に表示計画すべきものであり、受注者は工程管理にあたり常にすべての工種間の関連性を明確に確認できる図書を監督員に提出し、必要な指示承諾等を受けると共に、常に工事の進捗状況について注意し、予定の工事工程と実績を比較検討し、工事の円滑な進行を図らなければならない。
- (5) 受注者は、発注者が主催する工程会議に必ず出席するものとし、その都度議事録を作成し、2 部提出するものとする。
- (6) 工事に使用する材料は、事前に監督員の承諾を得ること。  
尚、配管資材承諾一覧表以外の資材及び特殊製品の使用の場合は、事前に使用材料承

諾願を提出し、監督員の承諾を得ること。

- (7) 工事用電力（動力及び照明）及び工事用給・排水の施設は、受注者の負担で関係法規に基づき設置し管理しなければならない。

又、工事施工に必要な資材置場、現場事務所等は、受注者の負担により責任を持って措置すること。

- (8) 残土は、名張市が指定する公共残土捨場で処分すること。また、残土の搬出については、土質や含水状況を考慮し仮置きする等、監督員と協議すること。

- (9) 工事施工に伴う資材、重機等の運搬車両の運行については、施工計画に基づくと共に、事前に監督員と協議し、使用する道路等の維持管理及び交通安全対策について必要な措置を講じること。

- (10) 受注者は、工事完成と同時に各施設の竣工図書を作成し、監督員の承諾を得て工事完成通知書と同時に提出すること。但し、竣工図書は、監督員の指示により縮小版も含む場合がある。

尚、受注者は、監督員の指示、又は承諾を受けた場合は、工事完成図、成果品及び工事写真を電子記憶媒体にして提出するものとする。

- (11) 工事写真撮影は、名張市上下水道部工事写真撮影方針により、1部提出すること。

尚、必要に応じて提出部数を増やす場合があるので、ネガ等は整理しておくこと。

又、工事写真を電子記憶媒体で提出する場合は、撮影内容がわかるように写真一覧（コマ撮りにしたもの）を添付するものとする。

- (12) 本工事に係る検査、復旧、試験及び運転に要する一切の費用は受注者の負担とする。

- (13) 本工事に係る関係諸機関への諸手続きに伴う書類作成は、監督員との協議の上、原則として受注者で行うこと。

- (14) 本工事完成後の瑕疵担保責任の存続期間は2年とし、当該施設に瑕疵があった場合には、受注者の責任において措置すること。

- (15) 本工事には、産業廃棄物税相当分が計上されていないため、受注者が本年度に課税対象になった場合には、翌年度の4月1日から7月31日までの間に、別に定める様式に産業廃棄物税納税証明書等を添付して当該工事発注者に対して支払請求を行うことができる。

- (16) 施工機械は、原則として排出ガス対策型とするが、使用が困難な場合は理由書の提出により変更を行うことができる。

- (17) 受注者は、下請負に付する場合には、所定の様式により、部分下請負通知書を監督員に提出すること。

- (18) 受注者は、請負金額が100万円以上の工事について、工事の着手（完成）時に、三重県建設副産物処理基準に定める「再生資源利用計画（実施）書」及び「再生資源

利用促進計画（実施）書」を作成し、監督員に提出するとともに、（財）日本建設情報総合センター（JACIC）が運用する「建設副産物情報交換システム」にデータを入力しなければならない。但し、該当する建設資材・再生資源がない場合はこの限りではない。

尚、計画書及び実施書は、「建設副産物情報交換システム」から印刷したものを提出できるものとする。

- （１９） 受注者は、請負契約金額が 500 万円以上の工事について、実績情報システム（CORINS）に基づき、工事实績情報として「工事カルテ」を作成し監督員の確認を受けたうえ、期日以内に登録機関に登録申請をしなければならない。

又、（財）日本建設情報総合センター発行の「工事カルテ受領書」が届いた場合は、その写しを直ちに監督員に提出しなければならない。

- （２０） 既設管は、鉄くずとして有価処分としているため、搬出先への処分量がわかる伝票等の写しを提出すること。
- （２１） 舗装版切断時に発生した汚泥は建設副産物として適正に処分し、監督員で産業廃棄物管理票を確認し精算計上するものとする。

## 第 2 章 管 布 設 工

- （１） 管布設については、「水道事業共通仕様書」第 3 章及び「水道工事標準仕様書」第 4 章によるものとする。
- （２） 受注者は、工事着手に先立ち配置配管技術（技能）者の資格証又は講習受講修了証の写し及び経歴書を提出すること。
- なお、本工事の配管技術（技能）者は、配水用ポリエチレン管とする。
- また、給水管の施工については、給水装置工事主任技術者の資格を有するもの若しくは、有資格者の監督・指導による施工とすること。
- （３） 受注者は、施工に先立ち、地下構造物及び埋設物の有無を調査し、施設が埋設されている場合は、必要に応じ当該施設管理者と立会いの上掘削すること。
- （４） 埋戻材は、施工に先立ち生産地、粒度分析の結果を監督員に提出し、承諾を得ること。
- また、管の保護砂はバージン材を基本とし、それ以外のものは、その成分表を本工事で使用する管材製造業者に保護砂として使用することが問題ないことの確認を受け、その結果を提出すること。
- （５） 埋戻しは、埋戻し箇所の残材、廃物、木屑等を撤去し、管天端 10 cm 以上を一層の仕上り厚 20 cm 以下毎にランマー等の小型締固め機械で、現地盤と同程度以上の密度とな

るように締め固めること。特に、下端側部及び埋設物の交差箇所及びボックスまわりの埋戻しについては入念につき固めを行い、沈下の生じないようにしなければならない。

又、埋戻し箇所が水中の場合には、施工前に排水しなければならない。

- (6) 埋設する管には、管天に管明示テープを貼り付け、土被りの2分の1の位置（深さ60 cm限度）に管明示シートを設置し、識別マーカ－147.6KHzを給水管分岐箇所上で管明示シートへ打ち込むこと。但し、管明示シートは名張市水道のマーク入りで、長さが2倍になるように重ね合わせた織込構造とする。
- (7) 他の道路占用物及びこれに類するものと交差する場合は、30 cm以上離すこと。但し、所定の間隔が保持できないときは、監督員と協議すること。  
又、水道管と水道管の場合にも適用する。
- (8) 制水弁、消火栓、空気弁、バルブ等のボックスの据付けは、弁栓の本体及び管へ荷重がかからないよう充分注意して据え付けると同時に、布設工事が完成後であっても、受注者は舗装施工時の据付けと調整をしなければならない。
- (9) 消火栓設置の際には、口金の外周面を消火栓ボックス鉄蓋付き A 型の受枠内壁より3.5 cm以上離し、且つ口金上面を A 型上端より 36 cm以内となるよう施工しなければならない。
- (10) 次期工事と接続する最終布設管には、深さ、位置等が明確になるようにオフセット図を作成すること。

### 第 3 章 舗 装 復 旧 工

- (1) 埋戻し後直ちに、国県道については再生密粒度アスコン( $t=5\text{cm}$ )、市道、その他の道路については再生密粒度アスコン ( $t=3\text{ cm}$ ) で仮復旧を行うこと。
- (2) 舗装本復旧は、原則として仮復旧後 1 ヶ月程度経過後に施工するものとする。但し、舗装本復旧まで所定の期間を経過させることができないときは、監督員と協議すること。  
尚、本復旧までの間、交通障害等を起こさぬよう受注者において充分維持管理すること。
- (3) 路盤工は、転圧機械により充分転圧を行い、所定の締固め密度を得ること。  
尚、所定の締固め密度は舗装試験法便覧による。
- (4) 本復旧における表層工の施工にあたっては、別途指定した施工幅以上とする。
- (5) プライムコートの使用量は  $1.20 \text{ /m}^2$ とし、タックコートの使用量は  $0.40 \text{ /m}^2$ とする。

## 第 4 章 そ の 他

- (1) 車両通行止等の交通障害の生じる施工にあたっては、事前に関係住民やその他関係者に連絡して了解を得ること。
- (2) 工事標識、交通障害（予告）標識は、表示施設設置基準及び保安施設設置要綱に基づいて設置し、事前に関係者への周知徹底を図ると共に、道路管理者、警察署と協議し、その指示に従うこと。
- (3) 工事中は交通の安全に努め、歩行者（特に小学校及び保育所、幼稚園の児童）の通行については万全の措置を講じること
- (4) 交通誘導員の配置は、次のとおりとする。

交通誘導員 A 1 名、交通誘導員 B 2 名

地元調整・関係機関との協議により配置人数に変更があった場合は、協議し決定するものとする。

なお、変更は、実績人数に関わらず変更積算日数と変更配置人数により算出する。

# ○名張市水道事業請負契約工事共通仕様書

制定 昭和 55 年 10 月 1 日

改正 平成 9 年 4 月 1 日

改正 平成 22 年 4 月 1 日

改正 平成 30 年 4 月 1 日

改正 令和 2 年 4 月 1 日

## 第 1 章 総 則

### 第 1 節 総 則

#### 1. 適 用

- (1) この共通仕様書は、名張市上下水道部が発注する請負契約工事の施工に適用する。
- (2) 工事施工に関する明細等特別な事項については、別に作成する仕様書（以下「特記仕様書」という。）によるものとする。
- (3) 本共通仕様書で記されていない事項その他については、「水道工事標準仕様書」及び「三重県公共工事共通仕様書」によるものとする。
- (4) 図面及び特記仕様書に記載された事項は、本仕様書に優先するものとする。

#### 2. 用語の定義

- (1) 監督員 名張市上下水道事業契約規程による監督職員をいう。
- (2) 指 示 名張市上下水道部（以下「上下水道部」という。）の発議により、監督員が受注者に対し工事に関する方針手続き、規則、計画等を示し、実施させることをいう。
- (3) 承 諾 受注者の発議により、受注者が監督員に報告し、監督員が了解することをいう。
- (4) 協 議 監督員と受注者とが対等の立場で合議することをいう。
- (5) 確 認 受注者または監督員の発議により、受注者または監督員が確かめることをいう。

#### 3. 諸法令の遵守

受注者は工事施工にあたり、関係諸法令及び名張市上下水道事業契約規程及び名張市水道事業工事執行規程を遵守して、工事の円滑な進捗を図るとともに、これらの運用適用は、受注者の負担と責任において行わなければならない。

#### 4. 施工計画

受注者は工事着手に先立ち、契約書に基づいて提出した工程表により、施工計画書、（工事概要、施工方法、仮設備計画、緊急時の体制、機器の搬入、交通管理、施工管

理、安全管理、主要資材、主要機械、現場組織表、環境対策、実施工程表等）を作成し、発注者に提出して承諾を得なければならない。又、施工計画を変更しようとする場合も同様とする。

## 5. 施工管理

- (1) 工事に使用する材料は、事前に監督員の承諾を得ること。
- (2) 受注者は常に進捗状況に注意し、工事の出来形及び品質等が設計図書に適合するよう施工管理を行うと同時に、監督員に進捗の状況及び出来形について報告しなければならない。なお、監督員が出来形及び品質等の確認のため資料の提出を求めた場合は、遅延なくこれを提出しなければならない。
- (3) 受注者は、工事日報（主要な使用材料、出来形記録等）を監督員に提出しなければならない。
- (4) 受注者は、工事に関する資料を公表してはならない。
- (5) 受注者は、現場代理人及び工事現場における工事施工上の技術管理をつかさどる主任技術者を定め、書面を持って発注者に通知しなければならない。  
尚、配管技能者は、3-3-1に定める配管技能を有する者を配置すること。
- (6) 製作図、製作仕様書、施工図、見本等は、事前に監督員の承諾を得ること。
- (7) 施工計画書及び施工図は、すべての工種を総合的に表示計画すべきものであり、受注者は工程管理にあたり、常にすべての工種間の関連性を明確に確認できる図書を監督員に提出し、必要な指示承諾等を受けると共に、常に工事の進捗状況について注意し、予定の工事工程と実績を比較検討し、工事の円滑な進行をはからなければならない。

## 6. 事前調査及び測量

- (1) 受注者は工事に先立ち、施工区域全般にわたる地下埋設物の種類、規模、埋設位置、境界杭等を予め調査、試掘等により確認しておくこと。また必要な測量及び仮BMの設置を行い、管路中心線等の確認し、監督員に承諾を得ること。
- (2) 用地巾杭、仮BM及び重要な測量標は変動の生じないよう適切な保護をし、工事施工上移設の必要があるときは、監督員の承諾を得て行い、工事完了までに原形に復旧して監督員の確認を得なければならない。

## 7. 工事現場管理

- (1) 本工事の施工に先立ち、下水道管、雨水管、ガスパ、電線管等、他の埋設物の有無を調査し、埋設されている場合は、必要に応じ当該管理者と立会いのうえ施工すること。
- (2) 受注者は労働安全衛生規則に従い、常に工事の安全に留意して現場管理を行い、

災害の防止に努めなければならない。

- (3) 受注者は工事現場が隣接し、又は同一場所において別途工事がある場合には、常に相互協調して紛争を起こさないように処置しなければならない。
- (4) 受注者は、工事のため迷惑を及ぼすおそれのある近隣民家等へは、施工に先立って関係者に連絡し、理解と協力を得られるよう努めなければならない。
- (5) 受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上、地下の既設構築物に対して支障を与えないよう監督員及び関係者と打合せの上、保護工事を施すなど万全の措置を講じなければならない。

尚、第三者に支障を与えた場合は、すべて受注者の負担とする。

- (6) 受注者は、通行の禁止又は制限の許可を受けた部分以外の道路においては、交通に支障を与えてはならない。
- (7) 受注者は常に気象予報に注意し、豪雨、出水等の天災に際しては、被害を最小限に食い止めるよう臨機応変に適切な措置を講じなければならない。
- (8) 受注者は、火薬、ガソリン等その他危険物ならびに毒物、劇物等の有害物質を使用する場合には、その保管及び取り扱いについて関係法令を守らなければならない。
- (9) 受注者は、第三者の土地を使用し、又は立ち入りを必要とするときは、事前にその所有者又は管理者の許可を得なければならない。

尚、工事のために使用し、又は立ち入りをした土地は、工事期限内に完全に復旧し、完成検査までにその所有者又は管理者に立会いを求め、確認を得ておかなければならない。

- (10) 受注者は、工事進捗に影響を及ぼす事故、又は発注者及び第三者に損害を与える事故等が発生したときは、直ちにその状況を発注者及び関係者へ連絡すると共に、適切な措置を講じなければならない。
- (11) 受注者は、発注者が主催する工程会議に必ず出席するものとし、その都度議事録を作成し、2部提出するものとする。
- (12) 車両通行止等の交通障害の生じる施工にあたっては、事前に関係住民その他関係者に連絡し、了解を得ること。
- (13) 工事標識、交通障害（予告）標識は、標示施設設置基準及び保安施設設置要綱に基づいて設置し、事前に関係者への周知徹底を図ると共に、道路管理者、警察署と協議し、その指示に従うこと。
- (14) 工事中は、交通の安全に努め、歩行者（特に小学校及び保育所の児童）の通行については万全の措置を講じること。

## 8. 官公庁等への手続き

- (1) 工事施工のため必要な関係官公庁その他に対する諸手続きは、原則として受注

者において迅速に処理しなければならない。

- (2) 関係官公庁その他に対して交渉を要するとき、又は交渉を受けたときは、遅延なくその旨を監督員に報告するものとする。

#### 9. 休日又は夜間における作業

受注者は、工事施工上休日又は夜間に作業を行う場合には、あらかじめ監督員の承諾を得なければならない。

#### 10. 施工中の検査及び試験

- (1) 受注者は特記仕様書により、又は監督員から指示された箇所、後日確認が困難となる部分、主要な工事施工の区切り等では、監督員の検査、又は試験を受けなければならない。但し監督員の承諾を得た場合は、これらを省略することもできる。
- (2) 検査又は試験は、製造工場又は現地で行うものとし、受注者はその結果を記録して監督員に提出しなければならない。
- (3) 受注者は、検査及び試験に必要な資料の提出、機材の調達等を行い、測量、計測等を実施しなければならない。
- (4) 第1項但し書きにより検査又は試験を省略した場合は、その工事を適切に行ったことを証する記録を速やかに監督員に提出しなければならない。

#### 11. 検査

- (1) 検査（完成検査、出来形部分検査）は、名張市上下水道事業契約規程による検査職員に基づいて実施する。
- (2) 検査の実施にあたっては、前条第3項及び第4項を適用する。
- (3) 受注者は、検査の記録及び写真を提出すること。  
尚、これに要する費用は、受注者の負担とする。
- (4) 確認が困難な構造物等で再確認の必要が生じた場合は、掘り起こし又は水替を命ずることがあるが、受注者は、異議なく検査職員の指示に従うものとする。
- (5) 本工事に係る検査及び復旧、試験に要する一切の費用は受注者の負担とする。

#### 12. かし担保

本工事完了後のかし担保責任の存続期間は2年とし、当該施設にかしがあった場合には、受注者の責任において措置すること。

#### 13. 工事現場発生品

受注者は、工事施工によって現場発生品が生じた場合は、監督員の指示に従わなけ

ればならない。

#### 1 4．竣工図書

受注者は、工事完了と同時に各施設の竣工図書を作成し、監督員の承諾を得て完成通知書と同時に提出すること。

#### 1 5．工事写真

受注者は、名張市上下水道部工事写真撮影方針により撮影し、監督員に提出すること。尚、必要に応じて提出部数を増やす場合があるので、データ等は整理しておくこと。

#### 1 6．個人情報取扱

受注者は、施工にあたり参考資料となる管路図、工事竣工図及び給水装置竣工図等は、「個人情報の保護に関する法律」及び、「名張市個人情報保護条例」を遵守しなければならない。

## 第2章 一般土木

一般土木の施工に関しては、「三重県土木工事共通仕様書」に準じて行うものとする。

### 第3章 管布設工

#### 第1節 施 工

##### 1. 工事材料一般

- (1) 使用資材は、別に指示がない限り、日本工業規格(JIS)、日本水道協会規格(JWWA)、日本ダクタイル鉄管協会規格(JDPA)等関係規格に適合したものでなければならない。  
又複数となる場合は、使用材料調書を作成し、発注者の承諾を得なければならない。
- (2) 使用資材は使用前に監督員の指示より、検査検収を受けなければならない。  
尚、管弁栓類は日本水道協会の検査に合格したものとし、仕切弁その他弁類の開閉方向は、左開き、右閉じとする。
- (3) 使用資材の内、調合を要するものについては、監督員の立会いを求めて調合しなければならない。但し、監督員が適当と認めたものについては、見本によってよいものとする。
- (4) 加工して使用する資材については、加工後、監督員の検査を受けなければならない。
- (5) 監督員の検査結果、不合格となった資材は直ちに適当なものと取替えなければならない。

##### 2. 支給資材及び貸与品

- (1) 支給資材及び貸与品は監督員と受注者双方立会いのもとに確認(検査)し、受領書又は借用書を提出すること。
- (2) 支給資材及び貸与品の運搬、保管は受注者の責務とする。
- (3) 支給資材及び貸与品は慎重に取扱い、滅失又は損傷を与えた時は、受注者の負担において現状に復するか、もしくは賠償しなければならない。
- (4) 支給資材及び貸与品は、監督員の許可なしに改造し、又は他に流用してはならない。
- (5) 工事完了後、支給資材の残数及び貸与品については、清掃後監督員の確認を受けたのち、指示された場所に速やかに返納するとともに、返納書を提出すること。

##### 3. 機械器具

- (1) 受注者は、工事工程表に示された作業員に対し、充分対応出来る機械器具を準備し、その数量形式及び性能を示す一覧表を監督員に提出し、承諾を得なければならない。  
尚、監督員が不適當と認めた機械器具は、速やかに現場から搬出し、使用して

はならない。

- (2) 機械器具を工事現場に搬入又は搬出する場合は、監督員の承諾を得なければならない。
- (3) 機械器具は、所定の免許を有する熟練した技術者に操作させ、絶えず整備点検を行い作業能率の向上と危険防止に努めなければならない。
- (4) 使用する機械は、低騒音型、低振動型を使用すること。

#### 4. 仮設工

- (1) 仮設物は、労働基準法、その他関連法規等に適合したものであって、主体工事の規模工期に応じ、施工能率、危険防止に留意し、安全便利に設置しなければならない。
- (2) 仮設物の設置により発生した事故に伴う損害については、別に定めがない限り、すべて受注者の負担とする。
- (3) 仮設物は、特に設計図書及び特記仕様書に指定されたものを除き、受注者の責任において選択するものとする。

#### 5. 施工計画及び完了報告

- (1) 工事の規模に関わらず、施工計画書を省略することはできない。また竣工図書において、工事日報、弁栓台帳等にオフセット（弁栓類、管理設、給水管取出しの位置等）を明記すること。

## 第2節 管土工

#### 1. 掘削工

- (1) 受注者は施工に先立ち、既存の施工区域全般に渡る地上、地下構造物を調査し、必要に応じ関係者の立会のもと試験掘りを行い、その内容を整理記録し、速やかに監督員に報告するとともに、完了図面に記録しなければならない。
- (2) 掘削中心線の設定は、監督員の指示を受けた後、設計図に従い、正確に掘削を行うものとする。

尚、試験掘り及び掘削の結果硬い地盤、玉石がある等、基礎地盤に異常が確認された場合には、監督員と協議しなければならない。
- (3) 既設管等埋設物に接近して掘削する場合には、人力掘削を行うこと。
- (4) 会所掘は標準寸法以上を確保し、接合作業に支障のないように施工すること。

又、湧水のある場合には、土留、排水等を適正に行い、接合作業環境を良質に保つようにすること。
- (5) 掘り置きは、監督員の承諾が得られない限り行わないこと。
- (6) 掘削の長さは管接合の工程と照合し、いたずらに掘削延長を広げてはならない。

尚、先行掘削を行う場合は、監督員と協議するものとする。

- (7) 床均しは、所定の掘削底面を不陸のないように均一に仕上げなければならない。
- (8) 舗装路面を掘削する場合は、残置させる舗装に損傷を与えないように、カッター等を使用し切断しなければならない。尚、発生した泥水について、適切に処理すること。
- (9) 水替を必要とする場合は、関係者と充分協議の上、締切工を堅固にし排水を完全に行い水を滞留させないようにしてから施工しなければならない。

## 2. 矢板工

- (1) 矢板打ち込みの前に設計図書及び試験掘り等により、既設埋設物の有無とその位置を確かめておかなければならない。
- (2) 打込みは適当な深さまで素掘りした後、通りよく建込み、鉛直に打込まなければならない。
- (3) 矢板はすべて十分な強度を有する腹起、切梁親杭等によって堅固に支持しなければならない。
- (4) 矢板の抜き取りは、地盤が充分固まった後、監督員の指示を受けて行い、抜き取った後の穴には、直ちに砂を填充しなければならない。
- (5) 横矢板の場合は土砂等を充分填充し、矢板の緩みを生じないようにしなければならない。
- (6) 湛水、軟弱土等、土砂崩れのおそれのある場合には、監督員に報告し、指示に従わねばならない。

## 3. 埋設物の保護

- (1) 埋設物が認められたときは、如何なるものでも、監督員に直ちに連絡し、関係者及び監督員の立会いのもとに指示に従い、施工しなければならない。
- (2) 掘削中より発掘物がある場合には、監督員に報告し、指示に従わなければならない。

## 4. 埋戻工

- (1) クッション用砂を入れる際に、管その他の構造物に損傷を与えたり、管の移動を生じさせないように、ダンプトラックから直接投入してはならない。特に、管の下端側部及び埋設物の交差箇所及びボックスまわりの埋戻しについては入念につき固めを行い沈下の生じないようにしなければならない。
- (2) 埋戻し砕石は、設計図書で指定されたものを使用すること。
- (3) 埋戻し、転圧締め固めは、敷均し厚さ20cm以下ごとに平らに均し、タンパ等で各層均一に締め固めなければならない。

- (4) 水又は下水侵入ヶ所は、排水完了後でなければ埋戻しをしてはならない。もし、埋戻し後において含水のために地盤が不安定となり、交通に支障が生じるおそれのある時は、直ちに受注者の負担において碎石等で堅固な路盤を造り良好な路面に復旧しなければならない。

## 5. 覆工

- (1) 覆工は設計図の指定した箇所及び構造物の養生等必要とする場合とする。但し、現場の状況により、監督員が特に指示した場合は従うこと。
- (2) 覆工材は、通行する車輛等の重量に充分耐える強度のものであり、原則として表面は、滑り止めを施した物を使用しなければならない。
- (3) 在来路面との段差、隙間、ばたつき、ずれがないよう、アスファルト合材等により円滑に擦り付け、交通の安全に努めること。

## 6. 残土処分

- (1) 残土は、上下水道部が指定する名張市公共残土捨場に、第三者に迷惑のかからないよう受注者の責任において処分するものとする。又、特別な理由により監督員の承諾を得て自由処分とした場合でも、処分先及び搬出経路、運搬機械等について監督員に報告し、承認を受け、変更対象とする。
- (2) 残土運搬については、監督員と協議して指示を受けなければならない。

## 7. 産業廃棄物の処理

- (1) 産業廃棄物の処理については、関係法令を遵守すると共に、処理及び再利用された結果が明らかになるよう監督員にマニフェストを提出すること。

# 第3節 管布設工

## 1. 管類の取扱い及び保管

### 1-1. 一般事項

受注者は、管の取扱いについては、次によらなければならない。

- (1) 管の運搬は、損傷しないように取扱うこと。
- (2) 管の取扱いは、人力、又はクレーン、巻上げ機等で吊上げ作業及び吊下ろし作業を行い、管に衝撃を与えないようにすること。
- (3) 管は、作業日の布設の数だけ現場へ運搬し、埋設する管の勾配、方向等を確認し配置すること。
- (4) 車両に積込み、積下ろしをする場合において、クレーン等を使用する場合は、ナイロンスリング又はゴムで被覆したワイヤロープ等安全な吊具を使用し、玉

掛けは2点とし、管体を水平に保つようにすること。

- (5) 車両への積込みについては、転がり防止のキャンバーを管径に応じ施し、ロープ掛けをすること。

なお、積重ねをする場合は、一段ごとに枕木を施すものとする。

- (6) 管を現場に一時仮置きする場合は、交通に支障のないようにし、通路、消火栓、及びマンホール類をふさがないようにするとともに、転び止め及び保安施設を設置すること。

- (7) 管を人力により移動する場合は、枕木又は転がり丸太を用いるようにし、直接地上面を転がしたり、引きずらないこと。

また、鉄パイプ、てこ棒等を管端に差込み移動させないこと。

- (8) 粉体塗装を施した異形管については、塗装面保護のため受口及び挿し口部分にキャップが施されてあるので、このキャップは管の据付時まで取外さないこと。

#### 1－2．ダクタイル鋳鉄管

受注者は、ダクタイル鋳鉄管の取扱いについては、次によらなければならない。

- (1) 管を積下ろしする場合は、クレーンで2点吊りにより行い、ナイロンスリング又はゴムチューブなどで被覆したワイヤロープ等安全な吊り具を使用すること。
- (2) 管を運搬する場合はクッション材を使用し、衝撃等によって管を損傷させないように十分注意すること。
- (3) 保管については歯止めを行うなど、保安に十分注意すること。
- (4) ゴム輪は、屋内（乾燥した冷暗所が望ましい）の保管すること。

#### 1－3．鋼管及びステンレス管

受注者は、鋼管及びステンレス管の取扱いについては次の事項を遵守し、塗覆装面及び開先には絶対に損傷を与えないこと。

- (1) 管を吊る場合は、ナイロンスリング又はゴムで被覆したワイヤロープ等安全な吊り具を使用し、塗覆装部を保護するため、両端の非塗覆装部に台付けをとる2点吊りにより行うこと。
- (2) 管の支保材、スノコ等は、据付直前まで取外さないこと。
- (3) 置場から配管現場までの運搬にあたっては、管端の非塗覆装部に当て材を介して支持し、吊り具を掛ける場合は、塗装面を傷めないよう適切な防護を行うこと。
- (4) 小運搬の場合は、管を引きずらないこと。また転がす場合には、管端の非塗覆装部のみを利用し、方向を変える場合は吊り上げて行うこと。
- (5) 管の内外面の塗装上を直接歩かないこと。

#### 1－4．耐衝撃性硬質塩化ビニル管

受注者は、耐衝撃性硬質塩化ビニル管（以下「HIVP」という。）の取扱いについては、次によること。

- （１） HIVP の積下ろしや運搬のときは慎重に取扱い、放り投げたりしないこと。
- （２） HIVP のトラック運搬は、一般に長尺荷台のトラックを用い、横積にして固定すること。
- （３） HIVP を横積で保管する場合は平地に積上げ、高さ 1.5 m 以下とし、崩れないように注意すること。
- （４） 保管場所は、なるべく風通しのよい直射日光の当たらない場所を選ぶこと。
- （５） 高熱により変形するおそれがあるので、火気等に注意し、温度変化の少ない場所に保管すること。
- （６） 継手類は、種類、管径別に数量を確認した上、屋内に保管すること。
- （７） HIVP とその継手は、揮発性薬品（アセトン、ベンゾール、四塩化炭素、クロロホルム、酢酸エチル）及びクレオソート類に侵食されやすいので注意すること。

#### 1－5．水道配水用ポリエチレン管

受注者は、水道配水用ポリエチレン管（以下「HPPE」という。）の取扱いについては、次の事項を厳守すること。

- （１） 管の取扱いについては特に傷がつかないように注意し、また紫外線、火気からの保護対策を行うこと。
- （２） トラックからの積下ろしのときは、管や継手を放り投げたりして衝撃を与えてはならない。
- （３） トラックで運搬するときは、管が吊り具や荷台の角に直接当たらないように、クッション材で保護すること。
- （４） 小運搬を行うときは、必ず管全体を持ち上げて運び、引きずったり滑らせたりしないこと。
- （５） 管の保管は屋内保管を基本とし、メーカー出荷時の荷姿のままとする。ただし、現場で屋外保管をする場合は、シートなどで直射日光を避け、熱気がこもらないよう風通しに配慮すること。
- （６） 管の保管は平坦な場所を選び、枕木を約 1 m 間隔で敷き、不陸が生じないようにして横積みすること。また、井桁積みにはしないこと。
- （７） 管の融着面の清掃時に使用するエタノール・アセトンは、保管量により消防法の危険物に該当するため、保管にあたっては、法令及び地方自治体の条例を遵守すること。
- （８） 多量に灯油、ガソリン等の有機溶剤を扱う場所での管の布設は、水質に悪影響を

及ぶ場合があるので、必要に応じてさや管を利用するなどの対策を行うこと。

## 2. 管の据付け

- (1) 管の据付け・布設に先立ち、十分管体検査を行い、亀裂その他欠陥のないことを確認しなければならない。
- (2) 管を吊り込む場合には、管が解脱せぬよう、人を傷つけないよう、又、既設管や構造物を破損させないように安全に行なわなければならない。特に、土留用切梁を取りはずす場合は、必ず補強切梁を施し安全を確認の上、施工すること。
- (3) 管の配列は、受け口を高所へ向け、布設は低所から高所へ向けて配管するのを原則とする。伏越し部の曲管等の配管、据付についても同様とすること。
- (4) 管の据付け・布設については、管内部の清掃を充分にし、水平器、型板、水糸等を使用し、中心線及び高低を確定して、移動しないように胴締めを堅固に行い、管種表示を上向きにして、据付けなければならない。又、管に影響を与えないよう床付け面を仕上げなければならない。
- (5) ダクタイル鋳鉄管の直管を使用して曲げ配管を行わなければならない場合は、監督員の承諾を得てから継手の持つ許容曲げ角度以内で行う。
- (6) 新設管と既設埋設物等との離れは、30cm以上とすること。但し、所定の間隔が保持できないときは、監督員と協議し、承諾を得ること。
- (7) 毎日の布設作業完了後は、管内に土砂、汚水等が流入しないように管栓等で管末端をふさがなければならない。この場合、管内に布・工具類等を仮置きしていないか、受注者（代理人又は配管技能者）は再確認しなければならない。
- (8) 布設時の管の取扱いについては、本節第1項の規定によること。

## 3. 管種の決定と配管技能者について

### 3-1. 口径別採用管種

名張市における新設配水管の採用管種は以下のとおりとする。

- ・ $\sim \phi 50\text{mm}$  . . . 耐衝撃性硬質塩化ビニル管 (HI-VP)
- ・ $\phi 75\text{mm} \sim \phi 150\text{mm}$  . . . 水道配水用ポリエチレン管 (HPPE)
- ・ $\phi 200\text{mm} \sim \phi 400\text{mm}$  . . . G X形ダクタイル鋳鉄管 (DIP-GX)
- ・ $\phi 450\text{mm} \sim$  . . . N S形ダクタイル鋳鉄管 (DIP-NS)

### 3-2. 配管技能者について

名張市上下水道部が発注する水道管布設工事においては、重要なライフラインであることから、工事における技術力の確保のため、配管技能者の資格については下記のとおりとする。なお配管技能者は豊富な経験と技術を有する者とし、受注者が直接的かつ恒常的に雇用している者、若しくは下請業者の中から選定し、配管時には常駐すること。

3-2-1. 鋳鉄管工事の配管技能者について（一般管、耐震管、大口径管）

「配水管工技能講習」（社）日本水道協会主催）又は、「JDP A 継手接合研修会」（日本ダクタイル鋳鉄管協会主催）を受講し、登録証又は受講証を取得した者。

※耐震管とは、口径450mm以下のNS形、GX形等ダクタイル鋳鉄管布設工事。

※大口径管とは、口径500mm以上のNS形等ダクタイル鋳鉄管布設工事。

3-2-2. 水道配水用ポリエチレン管工事の配管技能者について

「水道配水用ポリエチレン管施工講習会」（配水用ポリエチレンパイプシステム協会主催）を受講し、受講証を取得した者。

3-2-3. 耐衝撃性硬質塩化ビニル管工事（給水工事含む）の配管技能者について

「給水装置工事主任技術者」の資格を有する者。

4. 鋳鉄管の接合

- （1） 管の切断については切管用の管であることを確認し、切断管が残管とならないよう、甲切管、乙切管、切管を切管調書を用いて、計画的に切断すること。
- （2） 管の切断は、切断面が管軸に対して直角になるよう切断し、切断面をグラインダーで仕上げるものとする。
- （3） 管の切断面には、承認材料の防錆塗料を塗布すること。
- （4） 鋳鉄管の接合作業は、（社）日本ダクタイル鋳鉄管協会発行の、接合形式に応じた「接合要領書」により施工するものとする。
- （5） 接合作業に先立ち、さし口端から300mmの外面及び受け口の内面に付着している油、砂その他の異物は完全に取り除いておかなければならない。
- （6） 継手の接合後は継手チェックシートを作成し、提出すること。また接合完了後、埋戻しに先立ち継手等の状態を再確認すること。
- （7） さし口が変形している場合、矯正機を使用して、矯正したもの以外は使用してはならない。
- （8） 各ボルトを締める場合は、先ず上下のナット、次に対角ナットを順次にそれぞれ少しずつ締め、押輪面と、さし口端との間隔が全周を通じて同一になるよう充分注意しながら行ない、これを繰り返して完全な締め付けを行なわなければならない。

(9) メカニカル継手は必ず下記の表のトルク値まで締め付けなければならない。

尚、トルクレンチは、定期的に検定を受けたものでなければならない。

※接続部の締め付けトルク値は、下表によるものとする。

| 種別            | ボルト寸法   | 使用管径      | トルク値(N・m) |
|---------------|---------|-----------|-----------|
| メカニカル継手(横ボルト) | M-16    | φ75       | 60        |
|               | M-20    | φ100～φ600 | 100       |
| 特殊押輪(縦ボルト)    | M-16～30 | φ75～φ600  | 60～200    |
| フランジ継手        | M-16    | φ75～φ200  | 60        |
|               | M-20    | φ250～φ300 | 90        |

(10) 特殊押輪も普通押輪と同様にT頭ボルトを均等に締め付けた後に外周の押ネジを締め付けて差し口鉄管を固定する。

(11) 水圧試験により継手から漏水した場合は、全部取り外し、充分清掃し、ゴム輪を取り替えてから接合をやり直さなければならない。

## 5. フランジ継手の接合

### 5-1. RF×RF接合

- (1) フランジ接合面は、錆、塗装その他異物をワイヤーブラシ等でよく取り除き、みぞ部をよく出しておかなければならない。
- (2) ゴムパッキンは移動を生じないように固定しながら、両面を密着させ、ボルトを片締めにならないよう全周を通じて均等に締め付け接合しなければならない。
- (3) フランジ面が平行に偏りなく接合されていること、及びゴムパッキンのずれがないことを目視で確認すること。
- (4) 接合作業は、その都度必要事項をチェックシートに記入しながら行うこと。

### 5-2. GF×RF接合

- (1) 設計書に特に指定のない場合は、メタルタッチ形式のフランジを使用すること。  
尚メタルタッチ形式の場合は、ボルト締め付け後にガスケットが確認できなくなるので、GF形ガスケット1号が正しく取り付けられていることを確認すること。
- (2) フランジ面、ボルト・ナット、及びガスケットをきれいに清掃し、異物や塗料の塗りだまりを除去すること。
- (3) 設計書にけるフランジ面(GF/RF)の確認を必ず行うこと。
- (4) 両方のフランジ面が接触する付近まで達したら、1本おきに往復しながら数回にわたり締め付け、両方のフランジ面が全周にわたり確実に接触するまで締め付けること。
- (5) 締め付けの確認は、隙間ゲージを差し込んでフランジ面間の隙間を確認すること。  
この時、フランジ面に1mm厚の隙間ゲージが入ってはならない。さらに、全て

のボルトが60N・m以上のトルクがあることを確認すること。

## 6. 鋼管の接合

- (1) 鋼管の切断については、切断線を中心に幅30cm（片側15cm）範囲の塗覆装を円周に沿って直線上にはがし、ガスバーナー等で剥離跡のプライマーの凸凹を加熱し、平滑に焼溶かし除去した上、切断線を示して行うこと。また切断完了後は管先をとり、グラインダー仕上げを行うこと。尚切断中は、管内外面の塗覆装の引火防止の防護処置を行うこと。
- (2) 鋼管の接合は、ねじ接合、溶接接合、フランジ接合及びドレッサーカップリング等とする。
- (3) ねじ接合はねじ切りの後、そのねじ部にシールテープを1／3幅ずつ重ねて巻き付けるものとする。
- (4) ライニング鋼管等の接合に際して、次のことに注意すること。
  - ① ねじ切り機は、自動切上げ装置付のものを用いる。また管の切断は、管に直角に切断する。尚、切断部が局部的に高い熱をもち、樹脂部が変質、剥離する恐れがあるので注意を要する。
  - ② ねじ切りの際は、切削油を必ず用いること。尚、切削油の侵入を防ぐため、管端部に侵入防止の措置を取る。
  - ③ ねじ切り機を使用する際、一度に深く切り込まないこと。
  - ④ ねじ切りの再生じたまくれ等は、ヤスリ等で取り除き、切断面、ねじ部に付着した切削油、切粉等は、布等で十分に除去すること。
  - ⑤ 直管を継手にねじ込む場合は、コーティング継手の外面被覆に傷がつかないように、ゴム板等をあて保護すること。
  - ⑥ 管に火気あるいは熱源を近づけてはならない。
  - ⑦ ネジ部分、切断及び締め付け等によりできた傷は防錆塗料及び防錆テープを巻かなければならない。又は、設計書及び監督員の指示により、電蝕テープを巻かなければならない。
- (5) 溶接接合
  - ① 鋼管はすべて材料の加工に先立ち、制作承認図を提出しなければならない。尚、監督員の承諾を得れば省略することができる。
  - ② 溶接方法、溶接順序、溶接機、溶接棒等の詳細については、着工前に監督員に報告しなければならない。
  - ③ 溶接工は、有資格者で資格証明書（経歴、写真）を提出すること。溶接部は、十分乾燥させその他の有害なものはワイヤーブラシ等で完全に除去し、清掃してから溶接をしなければならない。
  - ④ 仮付けは、管相互の歪みを矯正し、過度の拘束を与えない程度で正確に据付け、本溶接を行うときは、これを完全にはつり取らなければならない。

- ⑤ 両外面とも歪みが生じないよう対称位置で同時に施工し、一層が完了するまで連続して行うこと。又、各層ごとにスラグスパッターを完全に除去、清掃のうえ溶接を行うこと。ビートの余盛りは、なるべく低くするように溶接し、最大2mmを標準とする。
- ⑥ 切断は、パイプカッター、ガス切断又はアークエアー切断とし、完全に切断しないまま、ハンマー等で叩き落としてはならない。又、溶接に際し、管先を規定寸法にグラインダーで研磨仕上げし、施工しなければならない。
- ⑦ 雨天厳寒期は、原則として溶接しないものとする。
- ⑧ 連絡接合において、固定管に最終の溶接を行うことは、絶対にしてはならない。
- ⑨ 溶接完了後、溶接責任者は、溶接状態について検査をしなければならない。尚監督員の指示により、X線写真撮影を必要とすることもある。
- ⑩ 塗覆装は、塗装技術、知識と豊富な実務経験を有する優秀な技術者によらなければならない。

尚、溶接に伴い、塗装面を傷めないよう適当な防護をするとともに、現場塗装部と工場塗装部との継ぎ目は両方がよく密着するよう同材料を使用すること。

## 7. 耐衝撃性硬質塩化ビニル管の接合

- (1) 塩ビ管の接合は、RR継手（ゴムリング接合）とTS継手（接着接合）とする。
- (2) RR継手の接合要領は以下のとおりとする。
  - ① 管の切断に際しては、切断箇所に標線を入れ、管軸に直角に切断し、切断面を平ヤスリ又は、面取りカッターを用いて15°の角度で管厚の1/2まで面取りをすること。
  - ② 接続時の管挿入長さの目安とするため、挿口管に挿入長さを記入すること。
  - ③ 管挿口外面及び管継手受口面の汚れ（油、水分等）を乾いた布等で拭き取ること。
  - ④ ゴム輪は正確に装着し承認材料の滑材を塗布し、挿入器で標線まで挿入しなければならない。
  - ⑤ 挿入完了後、受口に隙間ゲージ又は、金属管薄板を差し込んで、ゴム輪が全円周にわたって、正しい深さにあるかを確認しなければならない。
- (3) TS継手の接合要領は以下のとおりとする。
  - ① 管の切断に際しては切断箇所に標線を入れ、管軸に直角に切断し、バリなどを平らに仕上げ、切断面の内外周は細く面取りをすること。
  - ② 接続時の管挿入長さの目安とするため、挿口管に挿入長さを記入すること。
  - ③ 管挿口外面及び管継手受口内面の汚れ（油、水分等）を乾いた布等で拭き取ること。
  - ④ 接着剤は標線以上にはみ出さないように、又出来るだけ薄く塗り、塗り漏らし

のないようにすること。

- ⑤ 接着剤を塗布したら、乾燥しないうちに管を真っすぐ一気にひねらず差込み、標準押さえ時間以上保持すること。
  - ⑥ 接合直後に、接合部に曲げ応力等無理な力を加えないこと。
  - ⑦ 配管完了後には、管内に溜まっている溶剤揮発分をそのまま放置することなく、出来るだけ速やかに排出すること。
- (4) 接着剤の品質及び取扱いは、次のとおりとする。
- ① 接着剤は JWWA S 101 (水道用硬質塩化ビニール管の接着剤) に規定するものを使用すること。
  - ② 接着剤は、可燃物であるから火気のある場所に保管せず又はこのような場所で取り扱わないこと。
  - ③ 使用後は密閉し、冷暗所に保管すること。尚、保管にあたっては、「消防法」に適合するよう貯蔵量等に十分注意すること。
  - ④ 接着剤が古くなり、ゼラチン状のようになったものは使わないこと。

## 8. 水道配水用ポリエチレン管の接合

水道配水用ポリエチレン管の接合は、次の順序で行わなければならない。

### 8-1. 管の切断

- (1) 管を切断する場合は、必要長さの寸法出しを正確に行うこと。管に傷、汚れ等がないかを点検し、管に付着している土や汚れをペーパータオル（メーカー推奨品又は同等品）で清掃すること。有害な傷がある場合は、その箇所を切断、除去すること。
- (2) 切断箇所には帯テープ、組紐等をあて、管軸に直角に油性マーキングペン等で、切断標線を入れること。
- (3) 標線に沿ってパイプカッター又は丸鋸等で、切断面のくい違いがないように注意して正確に切断すること。なお、切断面のくい違いが生じた場合は、再度切断を実施するか、グラインダー等でバリやくい違いを平らに仕上げる。なお、斜め切れは 5mm 以内とする。

### 8-2. 管融着面の表面切削

- (1) 管挿口部の外表面に付着した土や汚れを、ペーパータオルで拭き落とす。
- (2) 管挿口からスクレーパに必要な長さを測り、油性マーキングペン等で標線を記入する。
- (3) 標線から管端まで、油性マーキングペン等で一周にかけ「なみ線」を描き、表面切削の際に削れたかどうかの「目安」とする。
- (4) 管挿口部を専用の回転式スクレーパ若しくは専用のハンドスクレーパで、標線の手前まで管外表面を一度剥がす程度削る。(3) で描いた「なみ線」が全範囲消えて

いれば、切削されたと考えてよい。この時、削りすぎには十分注意すること。

#### 8－3．融着面の清掃

- (1) 管に有害な傷がないことを確認する。傷がある場合は管を切断、除去し、再度融着面を切削すること。
- (2) E F 受口内面、及び管挿口切削融着面を、エタノール等（エタノールは純度 95 % 以上）を浸み込ませたペーパータオルで清掃すること。この時、融着面に付着している油分等が完全に拭き取られていることを確認する。
- (3) 清掃後は融着面に手を触れないこと。触れた場合は、再度清掃する。E F 継手等は融着面が汚れないように、融着直前に梱包から取出すこと。

#### 8－4．クランプ固定

- (1) 管の融着面の切削や清掃で標線が消えている場合は、再度標線を記入すること。
- (2) 管挿口を E F 継手受口に挿入する。この時、必ず標線まで挿入すること。
- (3) 管の接続部が斜めにならないようにクランプを装着する。この時、クランプの締付けが不十分な場合融着不良を起こすため、十分に気を付けること。

#### 8－5．融着

- (1) 融着作業中の E F 接合部において、湧水等がある場合は排水を十分に行い、雨天時は原則として融着作業を行わないこと。尚、異なる品種の材料を融着する場合は、製造者に融着適合性を確認すること。
- (2) コントローラーの電源を入れ、製造者の示す点検表による融着前点検を行うこと。点検後、コネクターと管受口部のターミナルピンを接続し、継手のバーコードを読む。
- (3) コントローラーのスタートボタンを押し、融着完了後、出力ケーブルのコネクターを外す。ここでインジゲータが隆起していることを確認し、冷却開始及び終了時間を管に記す。

#### 8－6．冷却

- (1) クランプを装着したまま冷却終了まで放置する。その間、管を動かしたり、無理な力を加えてはならない。
- (2) 一連の作業におけるデータはチェックシートに記入し、提出すること。

### 9．既設管との連絡工事

受注者は既設管との連絡工事にあたっては、次によらなければならない。

#### 9－1．一般事項

- (1) 監督員に連絡工事の施工日、施工時間、予備日等を確認しておくこと。ただし、連絡工事施工日時は、発注者の都合により変更することがある。
- (2) 監督員から連絡工事時間工程表の提出を指示された場合は、その工程表を作成し指示された日までに提出すること。

- (3) 連絡工事箇所については監督員の指示立会等により、連絡する既設管の位置(切断箇所等)、管種、口径、外径等の確認を行っておくこと。
- (4) 連絡工事当日の配管内容、既設管の切断箇所、又は穿孔箇所を定め、監督員の立会、確認を得ておくこと。なお、当日配管は最小限にとどめるようにする。

#### 9-2. 施工前準備

- (1) 連絡工事の事前調査、準備、施工は、連絡工事の重要性を理解し、配管技能者を専任させ、作業等にあたらせること。
- (2) 連絡工事に際しその周辺を調査し、連絡工事当日の機材の配置、交通対策、管内水の排水先を確認し、支障のないよう処置を講じておくこと。また、付近住民に迷惑を及ぼすおそれのある場合は、事前に協力が得られるよう説明しておくこと。
- (3) 連絡工事に時間を要する場合は、事前に掘削を完了させ、土留め、排水ポンプ等の措置を講じておくこと。

#### 9-3. 断水を伴う連絡工事

- (1) 既設管を切断して連絡する工事において、使用する管切断機は現場状況に応じたものとし、事前に管切断機の据付を完了させ試運転を行う等の対策を講じ、不測の事態に備えること。
- (2) 既設管の切断開始は、監督員と協議のもと決定すること。
- (3) 接続にあたっては、既設管内及び連絡管内の汚泥、砂等異物を取り除いてから連絡しなければならない。
- (5) 管の切断に先立ち、監督員の指示立ち会いの上、管種及び管の所属を調べ、設計図の連絡管であることを確認しなければならない。

#### 10. 不断水せん孔工

- (1) 受注者は、不断水せん孔行為を行う場合、日時を決め監督員に報告しなければならない。
- (2) 割T字管の取り出し部の管軸は、不断水仕切弁では垂直、分岐では水平を原則とする。
- (3) 本管に割T字管を設置後、取付部に水漏れがないことを確認するために、監督員立会いの上、水圧1.0MPaをかけて水圧試験を行わなければならない。(1分間保持)
- (4) 所定のせん孔機械器具により、せん孔し、切りくず切断片等は、完全に管外に排出しなければならない。なお、排水にあたっては、既設管の管種、口径等を事前に確認し、流速変動にともなう濁水の発生には十分注意すること。
- (5) 設計図書又は、監督員の指示により、せん孔部分の保護工をしなければならない。

#### 1 1. 弁栓類据付工

- (1) 弁の据付け位置を再確認し、垂直又は、水平に据付けなければならない。尚、据付けに際しては、重量に見合ったクレーン又は、チェンブロック等を用い、安全確実にいき、開閉軸の位置を考慮して方向を定めること。尚、仕切弁設置後は全閉（右閉）としておくこと。
- (2) 空気弁及び消火栓据付けは管フランジに密着させ、パッキンの締め付けの状態、弁の開閉等を点検しながら行わなければならない。尚補修弁については、消火栓等の直近に設置し、設置完了後には全閉としておくこと。

#### 1 2. 弁室その他構造物

- (1) 制水弁室、量水器室等の築造にあたっては、設計図に従い入念に施工しなければならない。
- (2) 鉄蓋類は構造物に堅固に取付け、且つ、路面に付して不陸なく据付けなければならない。
- (3) 制水弁、消火栓、空気弁等のボックスの据付けは、弁栓の本体及び管への荷重がかからないよう十分注意して据付けると同時に、布設工事が完了後であっても受注者は舗装施工時の据付けと調整をしなければならない。
- (4) 消火栓設置の際には、口金の外周面を消火栓ボックス鉄蓋付き A 型の受枠内壁（鉄蓋内面突起部含む）より 3. 5 c m 以上離し、且つ口金上面を A 型上端より 3 6 c m 未満となるよう施工しなければならない。

#### 1 3. 伏越工及び添架工

- (1) 施工に先立ち、関係管理者と充分協議し、安全確実な計画のもとに迅速に施工出来る工程を決定し、監督員の承諾を得なければならない。
- (2) 既設構造物を伏越し添架する場合は、関係者の立会いの上、指定された防護を行い、確実な埋戻しと、構造物、既設埋設管及び布設管の安全を確認しなければならない。

#### 1 4. 水道管の明示

- (1) 管工事の施工については、管布設後埋戻し前に管頂部を清掃のうえ、施工年度（西暦年）入りの管明示テープを貼らなければならない。
- (2) 埋設する管上には、土被りの 2 分の 1 の位置（深さ 6 0 c m 限度）にセーフティーラインを設置すること。又明示シートは名張市水道のマーク入りで、長さ 2 倍になるように重ね合わせた織りこみ構造とする。
- (3) 識別マーカーは、本管線形の変化点上又は、サドル付分水栓上の明示シート傍

に挿しこむこと。尚、設置位置については監督員と協議を行い、承諾を得ること。

#### 1 5. 通水

- (1) 新設管通水の場合は、弁栓類の開閉をチェックし監督員に報告するとともに、指示を受けなければならない。尚、断水による既設管連絡工等の場合は弁栓類の開閉は一切行ってはならない。
- (2) 受注者は工事完了後であっても通水作業に立会、協力するとともに、通水後、監督員の指示により布設した弁栓類及び管路から漏水していないか巡視しなければならない。
- (3) 漏水が生じたならば直ちに監督員に報告し、速やかに補修しなければならない。尚、補修に要する費用は受注者の負担とする。

#### 1 6. 水圧試験

- (1) 管に充水後十分に空気等排気させ、少なくとも一昼夜経過してから、加圧ポンプにて一定水圧を加え、規定時間保持させるとともに、管路の異常の有無を調べ、各種の測定を行うこと。
- (2) 水圧試験の実施については、監督員と実施日時の調整を行い、監督員の立会のもと実施すること。また、水圧試験開始、終了時のゲージ写真を撮影し提出しなければならない。

##### 1 6－1. 铸铁管（耐震継手）の水圧試験について

管路の水圧を1.0MPaまで加圧した後0.75MPaに減圧し、15分間保持した後の水圧を確認する。この時点で水圧低下が認められた場合は、その原因を調査し、再度水圧試験を行う。15分間保持できた場合はさらに1時間保持し、0.6MPaを下回らないこと。0.6MPaを下回った場合は自記録計を設置し、24時間の水圧測定を行い、水圧低下曲線により判定すること。

なお、300mm以上の铸铁管については、24時間保持による水圧測定を行うこと。

##### 1 6－2. 水道配水用ポリエチレン管の水圧試験について

管路の水圧を0.75MPaまで上昇させ5分間放置し、その後水圧を0.75MPaまで再加圧する。再加圧後すぐに0.5MPaまで減圧し、水圧試験を開始する。

水圧試験開始から1時間後の水圧を確認し、0.4MPa以上の場合は原則漏水なしと判定する。0.4MPaを下回る場合は24時間後の水圧を確認し、0.3MPa以上保持していれば漏水なしと判定する。

#### 1 6－3．耐衝撃性硬質塩化ビニル管の水圧試験について

管路の水圧を0.75MPaまで上昇させ、15分間保持した後の水圧を確認する。水圧低下がなければ漏水なしと判定する。水圧低下が認められた場合は、その原因を調査し、再度水圧試験を行う。

※ただし、給水管からの漏水が水圧低下の原因であることが考えられる場合は、規定水圧以上を保持した場合でも、24時間保持による水圧試験を行うこと。

#### 1 7．舗装復旧工

- (1) 埋め戻し後直ちに、国県道車道部については再生密粒度アスコン（ $t = 5 \text{ cm}$ ）、市道、その他の道路については再生密粒度アスコン（ $t = 3 \text{ cm}$ ）で仮復旧を行うこと。
- (2) 舗装本復旧は、原則として仮復旧後1ヶ月程度経過後に施工するものとする。尚、本復旧までの間、交通障害等を起こさぬよう受注者において充分維持管理をすること。
- (3) 上層路盤工における路盤幅は、国県道車道部の場合掘削幅に片側30cm、その他道路については片側20cm加算した分を路盤幅とし、転圧機械により十分転圧を行うこと。
- (4) 本復旧における表層工の施工範囲については、原則として道路管理者と立会を行い決定する。

### 第4章 電機及び機械設備工

電機及び機械設備工に関しては、建設大臣官房官庁営繕部監修「電機設備工事共通仕様書」及び、「機械設備工事共通仕様書」によるものとする。

### 第5章 給水管工

名張市給水装置工事施工の手引きによるものとする。

## 設計内訳書

| 工事名           | 市道百合が丘西1の1号線配水管 φ 100mm布設工事 | 当 初 | 事業区分 | 水道工事       | 主たる工種 | 開削工事及び小口径推進工事 |      |      |      |
|---------------|-----------------------------|-----|------|------------|-------|---------------|------|------|------|
|               |                             |     | 工事区分 | 上水道工事（ 1 ） | 施工地域  | 市街地           |      |      |      |
| 工事区分・工種・種別・細別 |                             | 規格  | 単位   | 数量         | 単価    | 金額            | 数量増減 | 金額増減 | 摘要   |
| 上水道工事（ 1 ）    |                             |     | 式    | 1          |       |               |      |      |      |
| 管きょ           |                             |     | 式    | 1          |       |               |      |      |      |
| 管工            |                             |     | 式    | 1          |       |               |      |      |      |
| 管材料           |                             |     | 式    | 1          |       |               |      |      | 内-1号 |
| 管布設工          |                             |     | 式    | 1          |       |               |      |      | 内-2号 |
| 管路土工          |                             |     | 式    | 1          |       |               |      |      |      |
| 本設土工          |                             |     | 式    | 1          |       |               |      |      | 内-3号 |
| 舗装工           |                             |     | 式    | 1          |       |               |      |      |      |
| 舗装復旧工         |                             |     | 式    | 1          |       |               |      |      | 内-4号 |
| 仮設工           |                             |     | 式    | 1          |       |               |      |      |      |
| 交通誘導員         |                             |     | 式    | 1          |       |               |      |      | 内-5号 |
| 直接工事費         |                             |     | 式    | 1          |       |               |      |      |      |

## 設計内訳書

| 工事名           | 市道百合が丘西1の1号線配水管 φ 100mm布設工事 | 当 初 | 事業区分 | 水道工事  | 主たる工種 | 開削工事及び小口径推進工事 |      |      |      |
|---------------|-----------------------------|-----|------|-------|-------|---------------|------|------|------|
|               |                             |     | 工事区分 | 共通仮設費 | 施工地域  | 市街地           |      |      |      |
| 工事区分・工種・種別・細別 |                             | 規格  | 単位   | 数量    | 単価    | 金額            | 数量増減 | 金額増減 | 摘要   |
| 共通仮設          |                             |     | 式    | 1     |       |               |      |      |      |
| 共通仮設費         |                             |     | 式    | 1     |       |               |      |      |      |
| 技術管理費         |                             |     | 式    | 1     |       |               |      |      |      |
| 技術管理費         |                             |     | 式    | 1     |       |               |      |      | 内-6号 |
| 共通仮設費（率計上）    |                             |     | 式    | 1     |       |               |      |      |      |
| 純工事費          |                             |     | 式    | 1     |       |               |      |      |      |
| 現場管理費         |                             |     | 式    | 1     |       |               |      |      |      |
| 工事原価          |                             |     | 式    | 1     |       |               |      |      |      |
| 一般管理費等        |                             |     | 式    | 1     |       |               |      |      |      |
| 工事価格          |                             |     | 式    | 1     |       |               |      |      |      |
| 消費税相当額        |                             |     | 式    | 1     |       |               |      |      |      |
| 工事費計          |                             |     | 式    | 1     |       |               |      |      |      |

## 一式当たり内訳書

| 第1号内訳書                 | 管材料               |    |    |    |    |      | 単価適用年月日<br>歩掛適用年月日<br>労務調整-超過-規制 | 令和 6年 9月 1日<br>令和 6年 9月 1日<br>1.000-00000020 |
|------------------------|-------------------|----|----|----|----|------|----------------------------------|----------------------------------------------|
| 名称                     | 規格 / 条件           | 単位 | 数量 | 単価 | 金額 | 数量増減 | 金額増減                             | 摘要                                           |
| 配水用ポリエチレン管             | φ 1 0 0 × 5 . 0   | 本  | 5  |    |    |      |                                  | ZV70000725<br>管理費区分 Y                        |
| 不断水 T 字管副弁付内面粉体        | CIP用 φ 300* φ 100 | 基  | 1  |    |    |      |                                  | ZV70000694<br>管理費区分 Y                        |
| 不断水 T 字管副弁付内面粉体        | CIP用 φ 100* φ 100 | 基  | 1  |    |    |      |                                  | ZV70000674<br>管理費区分 Y                        |
| 配水用 P E 管 P E 挿し口付フランジ | φ 1 0 0 GF形       | 個  | 2  |    |    |      |                                  | ZV70000772<br>管理費区分 Y                        |
| 配水ポリエチレン管 E F ソケット     | φ 1 0 0           | 個  | 5  |    |    |      |                                  | ZV70000741<br>管理費区分 Y                        |
| 配水ポリエチレン管 E F チーズ      | φ 1 0 0 × φ 5 0   | 個  | 1  |    |    |      |                                  | ZV70000746<br>管理費区分 Y                        |

上段から 既契約数量 / 出来高数量 / 出来高累計 / 前回残工事 / 今回残工事

## 一式当たり内訳書

| 第1号内訳書                | 管材料                          |    |    |    |    |      | 単価適用年月日<br>歩掛適用年月日<br>労務調整-超過-規制 | 令和 6年 9月 1日<br>令和 6年 9月 1日<br>1.000-00000020 |
|-----------------------|------------------------------|----|----|----|----|------|----------------------------------|----------------------------------------------|
| 名称                    | 規格 / 条件                      | 単位 | 数量 | 単価 | 金額 | 数量増減 | 金額増減                             | 摘要                                           |
| 配水ポリエチレン管 E F ソケット    | φ 5 0                        | 個  | 1  |    |    |      |                                  | ZV70000739<br>管理費区分 Y                        |
| PE挿し口付 片フランジ ソフトール仕切弁 | φ 5 0 FCD内外面エポキシ樹脂粉体         | 基  | 1  |    |    |      |                                  | ZV70000279<br>管理費区分 Y                        |
| ダクタイル管合フランジ (コア無)     | φ 5 0 × φ 5 0 GF10 K         | 個  | 1  |    |    |      |                                  | ZV70000458<br>管理費区分 Y                        |
| フランジ 接合材樹脂・合金GF7.5K   | φ 5 0 BN(M16*75) ,ガasket1号   | 組  | 1  |    |    |      |                                  | ZV70000496<br>管理費区分 Y                        |
| フランジ 接合材樹脂・合金GF7.5K   | φ 1 0 0 BN(M16*75) ,ガasket1号 | 組  | 2  |    |    |      |                                  | ZV70000498<br>管理費区分 Y                        |
| 砲金製継手伸縮継手板            | 5 0 A                        | 個  | 1  |    |    |      |                                  | ZV70001256<br>管理費区分 Y                        |

上段から 既契約数量 / 出来高数量 / 出来高累計 / 前回残工事 / 今回残工事

一式当たり内訳書

| 第1号内訳書             | 管材料             |    |      |    |    |      | 単価適用年月日    | 令和 6年 9月 1日           |
|--------------------|-----------------|----|------|----|----|------|------------|-----------------------|
|                    |                 |    |      |    |    |      | 歩掛適用年月日    | 令和 6年 9月 1日           |
|                    |                 |    |      |    |    |      | 労務調整-超過-規制 | 1.000-00000020        |
| 名称                 | 規格 / 条件         | 単位 | 数量   | 単価 | 金額 | 数量増減 | 金額増減       | 摘要                    |
| 硬質塩化ビニル 直管 (HI)    | φ 5 0 × 5 0 0 0 | 本  | 1    |    |    |      |            | ZV70000889<br>管理費区分 Y |
| 硬質塩化ビニル管継手ソケット(HI) | φ 5 0           | 個  | 1    |    |    |      |            | ZV70000896<br>管理費区分 Y |
| 硬質塩化ビニル管継手エルブ (HI) | 同上              | 個  | 3    |    |    |      |            | ZV70000911<br>管理費区分 Y |
| 明示テープ              |                 | m  | 28.5 |    |    |      |            | ZV70001291<br>管理費区分 無 |
| 埋設管標示シート           | 1 5 0 mm巾 2 倍折込 | m  | 28.5 |    |    |      |            | ZV70001292<br>管理費区分 無 |
| 明示ピン               | 本管用             | 個  | 5    |    |    |      |            | ZV70001294<br>管理費区分 無 |

上段から 既契約数量 / 出来高数量 / 出来高累計 / 前回残工事 / 今回残工事

一式当たり内訳書

|               |                      |    |    |    |    |      |                                  |                       |                                              |
|---------------|----------------------|----|----|----|----|------|----------------------------------|-----------------------|----------------------------------------------|
| 第1号内訳書        | 管材料                  |    |    |    |    |      | 単価適用年月日<br>歩掛適用年月日<br>労務調整-超過-規制 |                       | 令和 6年 9月 1日<br>令和 6年 9月 1日<br>1.000-00000020 |
|               |                      |    |    |    |    |      | 金額増減                             |                       | 摘要                                           |
| 名称            | 規格 / 条件              | 単位 | 数量 | 単価 | 金額 | 数量増減 | 金額増減                             |                       |                                              |
| 識別マーカー        | 市水道用 1 4 7 . 6 K H z | 個  | 5  |    |    |      |                                  | ZV70001293<br>管理費区分 無 |                                              |
| 制水弁ボックス 2 4 型 | A - 鉄蓋付 ( 鋳鉄製 )      | 個  | 3  |    |    |      |                                  | ZV70000541<br>管理費区分 無 |                                              |
| 制水弁ボックス 2 4 型 | 2 5 - B - 1 0        | 個  | 1  |    |    |      |                                  | ZV70000545<br>管理費区分 無 |                                              |
| 制水弁ボックス 2 4 型 | 2 5 - B - 2 0        | 個  | 2  |    |    |      |                                  | ZV70000543<br>管理費区分 無 |                                              |
| 制水弁ボックス 2 4 型 | 2 5 - B - 3 0        | 個  | 1  |    |    |      |                                  | ZV70000542<br>管理費区分 無 |                                              |
| 制水弁ボックス 2 4 型 | 2 5 - C              | 個  | 3  |    |    |      |                                  | ZV70000551<br>管理費区分 無 |                                              |

上段から 既契約数量 / 出来高数量 / 出来高累計 / 前回残工事 / 今回残工事

一式当たり内訳書

|                     |               |    |    |    |    |      |                                  |                       |                                              |
|---------------------|---------------|----|----|----|----|------|----------------------------------|-----------------------|----------------------------------------------|
| 第1号内訳書              | 管材料           |    |    |    |    |      | 単価適用年月日<br>歩掛適用年月日<br>労務調整-超過-規制 |                       | 令和 6年 9月 1日<br>令和 6年 9月 1日<br>1.000-00000020 |
|                     |               |    |    |    |    |      | 金額増減                             |                       | 金額増減                                         |
| 名称                  | 規格 / 条件       | 単位 | 数量 | 単価 | 金額 | 数量増減 | 金額増減                             | 摘要                    |                                              |
| 制水弁ボックス 3 2 型       | 3 2 - C       | 個  | 2  |    |    |      |                                  | ZV70000563<br>管理費区分 無 |                                              |
| スラブ 6 0 (鉄筋コンクリート製) | 6 0 0 × 2 5 0 | 組  | 1  |    |    |      |                                  | ZV70000589<br>管理費区分 無 |                                              |
| スラブ 8 0 (鉄筋コンクリート製) | 8 0 0 × 3 0 0 | 組  | 2  |    |    |      |                                  | ZV70000590<br>管理費区分 無 |                                              |
| 合 計                 |               |    |    |    |    |      |                                  |                       |                                              |
|                     |               |    |    |    |    |      |                                  |                       |                                              |

上段から 既契約数量 / 出来高数量 / 出来高累計 / 前回残工事 / 今回残工事

## 一式当たり内訳書

| 第2号内訳書              | 管布設工                                                      |    |      |    |    |      | 単価適用年月日<br>歩掛適用年月日<br>労務調整-超過-規制 | 令和 6年 9月 1日<br>令和 6年 9月 1日<br>1.000-00000020 |
|---------------------|-----------------------------------------------------------|----|------|----|----|------|----------------------------------|----------------------------------------------|
| 名称                  | 規格 / 条件                                                   | 単位 | 数量   | 単価 | 金額 | 数量増減 | 金額増減                             | 摘要                                           |
| ポリエチレン（融着接合）<br>据付工 | 呼び径 = φ 100mm :                                           | m  | 24.5 |    |    |      |                                  | D9172000<br>管理費区分 無<br>単-1号                  |
| ポリエチレン（融着接合）<br>継手工 | 呼び径 = φ 100mm : 継手工単位 = 箇所 :                              | 箇所 | 6    |    |    |      |                                  | D9173000<br>管理費区分 無<br>単-2号                  |
| ポリエチレン管切断工          | 呼び径 = φ 100mm :                                           | 口  | 1    |    |    |      |                                  | D9245000<br>管理費区分 無<br>単-3号                  |
| 不断水連絡工              | 本管呼び径 × 取出呼び径 = φ 300 × φ 100mm<br>:                      | 箇所 | 1    |    |    |      |                                  | D9131000<br>管理費区分 無<br>単-4号                  |
| 不断水連絡工              | 本管呼び径 × 取出呼び径 = φ 100 × φ 100mm<br>:                      | 箇所 | 1    |    |    |      |                                  | D9131000<br>管理費区分 無<br>単-5号                  |
| フランジ継手工             | 呼び径 = φ 100mm : 規格 = JWWA 7.5K : ボ<br>ルト計上区分 = ボルト計上しない : | 口  | 2    |    |    |      |                                  | D9121000<br>管理費区分 無<br>単-6号                  |

上段から 既契約数量 / 出来高数量 / 出来高累計 / 前回残工事 / 今回残工事

## 一式当たり内訳書

| 第2号内訳書             | 管布設工                                                                                       |    |    |    |    |      | 単価適用年月日<br>歩掛適用年月日<br>労務調整-超過-規制 | 令和 6年 9月 1日<br>令和 6年 9月 1日<br>1.000-00000020 |
|--------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------|----|----|----|----|------|----------------------------------|----------------------------------------------|
| 名称                 | 規格 / 条件                                                                                    | 単位 | 数量 | 単価 | 金額 | 数量増減 | 金額増減                             | 摘要                                           |
| ポリエチレンスリーブ被覆工      | 呼び径 = φ 75mm以下 : 固定具の種類 = 固定用ゴムバンド : ポリエチレンスリーブ数量 (実数値) = 125m : 固定用ゴムバンド数量 (実数値) = 175組 : | m  | 3  |    |    |      |                                  | D9130000<br>管理費区分 無<br>単-7号                  |
| ポリエチレン (融着接合) 継手工  | 呼び径 = φ 50mm : 継手工単位 = 箇所 :                                                                | 箇所 | 1  |    |    |      |                                  | D9173000<br>管理費区分 無<br>単-8号                  |
| 仕切弁・バタフライ弁設置工 (縦横) | 作業区分 = 設置 : 呼び径 = φ 50mm :                                                                 | 基  | 1  |    |    |      |                                  | D9202000<br>管理費区分 無<br>単-9号                  |
| フランジ継手工            | 呼び径 = φ 65mm以下 : 規格 = JWWA 7.5K : ボルト計上区分 = ボルト計上しない :                                     | 口  | 1  |    |    |      |                                  | D9121000<br>管理費区分 無<br>単-10号                 |
| 小口径管ねじ込み接合工        | 呼び径 = φ 50mm :                                                                             | 口  | 1  |    |    |      |                                  | D9141300<br>管理費区分 無<br>単-11号                 |
| 鋼管防食工 (φ50)        | φ 50, ペトロラタム系                                                                              | 箇所 | 1  |    |    |      |                                  | WYB00002<br>管理費区分 無<br>単-12号                 |

上段から 既契約数量 / 出来高数量 / 出来高累計 / 前回残工事 / 今回残工事

## 一式当たり内訳書

| 第2号内訳書            | 管布設工              |    |      |    |    |      | 単価適用年月日<br>歩掛適用年月日<br>労務調整-超過-規制 | 令和 6年 9月 1日<br>令和 6年 9月 1日<br>1.000-00000020 |
|-------------------|-------------------|----|------|----|----|------|----------------------------------|----------------------------------------------|
| 名称                | 規格 / 条件           | 単位 | 数量   | 単価 | 金額 | 数量増減 | 金額増減                             | 摘要                                           |
| 硬質塩化ビニル管据付工       | 呼び径 = φ 50mm :    | m  | 3    |    |    |      |                                  | D9160000<br>管理費区分 無<br>単-13号                 |
| 硬質塩化ビニル管 T S 継手工  | 同上                | 口  | 6    |    |    |      |                                  | D9161000<br>管理費区分 無<br>単-14号                 |
| 管明示テープ工 (ポリエチレン管) | 呼び径区分 = φ 100mm : | m  | 28.5 |    |    |      |                                  | D9166000<br>管理費区分 無<br>単-15号                 |
| 管明示シート工           |                   | m  | 28.5 |    |    |      |                                  | D9133000<br>管理費区分 無<br>単-16号                 |
| 仕切弁ボックス設置工        | 24A (鉄蓋)          | 個  | 3    |    |    |      |                                  | WYB00003<br>管理費区分 無<br>単-17号                 |
| 仕切弁ボックス設置工        | 25B10             | 個  | 1    |    |    |      |                                  | WYB00010<br>管理費区分 無<br>単-18号                 |

上段から 既契約数量 / 出来高数量 / 出来高累計 / 前回残工事 / 今回残工事

## 一式当たり内訳書

| 第2号内訳書     | 管布設工    |    |    |    |    |      | 単価適用年月日<br>歩掛適用年月日<br>労務調整-超過-規制 | 令和 6年 9月 1日<br>令和 6年 9月 1日<br>1.000-00000020 |
|------------|---------|----|----|----|----|------|----------------------------------|----------------------------------------------|
| 名称         | 規格 / 条件 | 単位 | 数量 | 単価 | 金額 | 数量増減 | 金額増減                             | 摘要                                           |
| 仕切弁ボックス設置工 | 25B20   | 個  | 2  |    |    |      |                                  | WYB00009<br>管理費区分 無<br>単-19号                 |
| 仕切弁ボックス設置工 | 25B30   | 個  | 1  |    |    |      |                                  | WYB00008<br>管理費区分 無<br>単-20号                 |
| 仕切弁ボックス設置工 | 25C30   | 個  | 3  |    |    |      |                                  | WYB00007<br>管理費区分 無<br>単-21号                 |
| 仕切弁ボックス設置工 | 32C30   | 個  | 2  |    |    |      |                                  | WYB00006<br>管理費区分 無<br>単-22号                 |
| スラブ60設置工   | スラブ60   | 個  | 1  |    |    |      |                                  | WYB00005<br>管理費区分 無<br>単-23号                 |
| スラブ80設置工   | スラブ80   | 個  | 2  |    |    |      |                                  | WYB00004<br>管理費区分 無<br>単-24号                 |

上段から 既契約数量 / 出来高数量 / 出来高累計 / 前回残工事 / 今回残工事

一式当たり内訳書

|        |      |         |    |    |    |    |            |                |    |
|--------|------|---------|----|----|----|----|------------|----------------|----|
| 第2号内訳書 | 管布設工 |         |    |    |    |    | 単価適用年月日    | 令和 6年 9月 1日    |    |
|        |      |         |    |    |    |    | 歩掛適用年月日    | 令和 6年 9月 1日    |    |
|        |      |         |    |    |    |    | 労務調整-超過-規制 | 1.000-00000020 |    |
|        |      |         |    |    |    |    |            |                |    |
| 名称     |      | 規格 / 条件 | 単位 | 数量 | 単価 | 金額 | 数量増減       | 金額増減           | 摘要 |
| 合 計    |      |         |    |    |    |    |            |                |    |
|        |      |         |    |    |    |    |            |                |    |

上段から 既契約数量 / 出来高数量 / 出来高累計 / 前回残工事 / 今回残工事

## 一式当たり内訳書

| 第3号内訳書              | 本設土工                                                                                                                              |     |    |    |    |      | 単価適用年月日<br>歩掛適用年月日<br>労務調整-超過-規制 | 令和 6年 9月 1日<br>令和 6年 9月 1日<br>1.000-00000020 |
|---------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|----|----|----|------|----------------------------------|----------------------------------------------|
| 名称                  | 規格 / 条件                                                                                                                           | 単位  | 数量 | 単価 | 金額 | 数量増減 | 金額増減                             | 摘要                                           |
| 舗装版切断               | 舗装版種別 = アスファルト舗装版 : アスファルト舗装版厚 = 15cm以下 : 費用の内訳 = 全ての費用 :                                                                         | m   | 72 |    |    |      |                                  | CB430510<br>管理費区分 無<br>単-25号                 |
| 舗装版取壊し積込工           | バックホウ機種 = 山積0.28m3 ( 平積0.2m3 ) : 舗装厚 = 0cm超え10cm以下 : バックホウ規格 = 排出ガス対策型 ( 第2次基準値 ) :                                               | m 2 | 23 |    |    |      |                                  | D9427000<br>管理費区分 無<br>単-26号                 |
| 管路掘削 バックホウ          | バックホウ機種 = 山積0.28m3 ( 平積0.2m3 ) : バックホウ規格 = 排出ガス対策型 ( 第2次基準値 ) :                                                                   | m3  | 26 |    |    |      |                                  | D9420100<br>管理費区分 無<br>単-27号                 |
| 床掘り                 | 土質 = 土砂 : 施工方法 = 現場制約あり :                                                                                                         | m 3 | 3  |    |    |      |                                  | CB210030<br>管理費区分 無<br>単-28号                 |
| 管路埋戻 ( 機械埋戻・バックホウ ) | バックホウ機種 = 山積0.28m3 ( 平積0.2m3 ) : バックホウ規格 = 排出ガス対策型 ( 第2次基準値 ) : 埋戻材料有無 = 有 : 埋戻材料種類 = 購入土 : 埋戻数量 = 133 / 100m3 :                  | m3  | 7  |    |    |      |                                  | D9421100<br>管理費区分 無<br>単-29号                 |
| 管路埋戻 ( 機械埋戻・バックホウ ) | バックホウ機種 = 山積0.28m3 ( 平積0.2m3 ) : バックホウ規格 = 排出ガス対策型 ( 第2次基準値 ) : 埋戻材料有無 = 有 : 埋戻材料種類 = 再生クラッシャーラン R C - 4 0 : 埋戻数量 = 126 / 100m3 : | m3  | 20 |    |    |      |                                  | D9421100<br>管理費区分 無<br>単-30号                 |

上段から 既契約数量 / 出来高数量 / 出来高累計 / 前回残工事 / 今回残工事

## 一式当たり内訳書

| 第3号内訳書             | 本設土工                                                                                                            |    |    |    |    |      | 単価適用年月日<br>歩掛適用年月日<br>労務調整-超過-規制 | 令和 6年 9月 1日<br>令和 6年 9月 1日<br>1.000-00000020 |
|--------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|----|----|----|------|----------------------------------|----------------------------------------------|
| 名称                 | 規格 / 条件                                                                                                         | 単位 | 数量 | 単価 | 金額 | 数量増減 | 金額増減                             | 摘要                                           |
| 管路埋戻 (機械埋戻・バックホウ)  | バックホウ機種 = 山積0.28m3 (平積0.2m3) : バックホウ規格 = 排出ガス対策型 (第2次基準値) : 埋戻材料有無 = 無 :                                        | m3 | 2  |    |    |      |                                  | D9421100<br>管理費区分 無<br>単-31号                 |
| アスファルト塊・コンクリート塊運搬費 | ダンプトラック運搬規格 = 4t積 BH山積0.28m3 : DID区間 有無 = あり : 運搬距離 = 17.0Km以下 : タイヤ損耗費 = 良好 : 積載区分 = As塊・Co塊 (無筋) :            | m3 | 1  |    |    |      |                                  | D9423100<br>管理費区分 無<br>単-32号                 |
| 廃棄物受入料金 (As塊)      |                                                                                                                 | m3 | 1  |    |    |      |                                  | ZA10650960<br>管理費区分 T                        |
| 発生土運搬費             | ダンプトラック運搬規格 = 4t積 BH山積0.28m3 : DID区間 有無 = あり : 運搬距離 = 12.0Km以下 : タイヤ損耗費 = 良好 :                                  | m3 | 27 |    |    |      |                                  | D9423000<br>管理費区分 無<br>単-33号                 |
| 残土処分費              | 名張市公共残土捨場                                                                                                       | m3 | 27 |    |    |      |                                  | ZV70001570<br>管理費区分 T                        |
| アスファルト舗装工(人力)      | 舗装厚 = 3cm : 1層当り仕上り厚 = t 50mm : 歩車道区分 = 車道及び路肩 : 瀝青材散布の有無 = 瀝青材散布 無 : 締固め後密度 = 粗粒度及び密粒度AS混合物 : 砂散布の有無 = 砂散布 無 : | m2 | 23 |    |    |      |                                  | D9820700<br>管理費区分 無<br>単-34号                 |

上段から 既契約数量 / 出来高数量 / 出来高累計 / 前回残工事 / 今回残工事

名張市

## 一式当たり内訳書

| 第4号内訳書             | 舗装復旧工                                                                                                  |     |    |    |    |      | 単価適用年月日<br>歩掛適用年月日<br>労務調整-超過-規制 | 令和 6年 9月 1日<br>令和 6年 9月 1日<br>1.000-00000020 |
|--------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|----|----|----|------|----------------------------------|----------------------------------------------|
| 名称                 | 規格 / 条件                                                                                                | 単位  | 数量 | 単価 | 金額 | 数量増減 | 金額増減                             | 摘要                                           |
| 舗装版切断              | 舗装版種別 = アスファルト舗装版 : アスファルト舗装版厚 = 15cm以下 : 費用の内訳 = 全ての費用 :                                              | m   | 43 |    |    |      |                                  | CB430510<br>管理費区分 無<br>単-35号                 |
| 舗装版取壊し積込工          | バックホウ機種 = 山積0.28m3 ( 平積0.2m3 ) : 舗装厚 = 0cm超え10cm以下 : バックホウ規格 = 排出ガス対策型 ( 第2次基準値 ) :                    | m 2 | 77 |    |    |      |                                  | D9427000<br>管理費区分 無<br>単-36号                 |
| アスファルト塊・コンクリート塊運搬費 | ダンプトラック運搬規格 = 4t積 BH山積0.28m3 : DID区間 有無 = あり : 運搬距離 = 17.0Km以下 : タイヤ損耗費 = 良好 : 積載区分 = As塊・Co塊 ( 無筋 ) : | m3  | 4  |    |    |      |                                  | D9423100<br>管理費区分 無<br>単-37号                 |
| 廃棄物受入料金 ( As塊 )    |                                                                                                        | m3  | 4  |    |    |      |                                  | ZA10650960<br>管理費区分 T                        |
| 床掘り                | 土質 = 土砂 : 施工方法 = 上記以外 ( 小規模 ) : 費用の内訳 = 全ての費用 :                                                        | m 3 | 3  |    |    |      |                                  | CB210030<br>管理費区分 無<br>単-38号                 |
| 発生土運搬費             | ダンプトラック運搬規格 = 4t積 BH山積0.28m3 : DID区間 有無 = あり : 運搬距離 = 12.0Km以下 : タイヤ損耗費 = 良好 :                         | m3  | 3  |    |    |      |                                  | D9423000<br>管理費区分 無<br>単-39号                 |

上段から 既契約数量 / 出来高数量 / 出来高累計 / 前回残工事 / 今回残工事

## 一式当たり内訳書

| 第4号内訳書      | 舗装復旧工                                                                                                    |     |    |    |    |      | 単価適用年月日<br>歩掛適用年月日<br>労務調整-超過-規制 | 令和 6年 9月 1日<br>令和 6年 9月 1日<br>1.000-00000020 |
|-------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|----|----|----|------|----------------------------------|----------------------------------------------|
| 名称          | 規格 / 条件                                                                                                  | 単位  | 数量 | 単価 | 金額 | 数量増減 | 金額増減                             | 摘要                                           |
| 残土処分費       | 名張市公共残土捨場                                                                                                | m3  | 3  |    |    |      |                                  | ZV70001570<br>管理費区分 T                        |
| 路盤工         | 路盤厚 = 10cm : 施工幅 = 1.8m未満 : 路盤材の種類 = 粒度調整碎石 M - 30 : 上層・下層路盤の区別 = 上層路盤 :                                 | m2  | 29 |    |    |      |                                  | D9428000<br>管理費区分 無<br>単-40号                 |
| 不陸整正工       | 施工幅 = 1.8m以上 : 補足材 (路盤材) の有無 = 無 :                                                                       | m2  | 77 |    |    |      |                                  | D9429000<br>管理費区分 無<br>単-41号                 |
| 表層 (車道・路肩部) | 平均幅員 = 3.0m超 : 1層当平均仕上厚 70mm以下 = 50mm : 材料 = 再生密粒度アスコン ( 1 3 ) : 瀝青材料種類 = プライムコート PK-3 : 費用の内訳 = 全ての費用 : | m 2 | 77 |    |    |      |                                  | CB410260<br>管理費区分 無<br>単-42号                 |
| 合 計         |                                                                                                          |     |    |    |    |      |                                  |                                              |
|             |                                                                                                          |     |    |    |    |      |                                  |                                              |

上段から 既契約数量 / 出来高数量 / 出来高累計 / 前回残工事 / 今回残工事

一式当たり内訳書

|           |       |         |    |    |    |    |            |                  |
|-----------|-------|---------|----|----|----|----|------------|------------------|
| 第5号内訳書    | 交通誘導員 |         |    |    |    |    | 単価適用年月日    | 令和 6年 9月 1日      |
|           |       |         |    |    |    |    | 歩掛適用年月日    | 令和 6年 9月 1日      |
|           |       |         |    |    |    |    | 労務調整-超過-規制 | 1.000-00000020   |
|           | 名称    | 規格 / 条件 | 単位 | 数量 | 単価 | 金額 | 数量増減       | 金額増減             |
| 交通誘導警備員 A |       |         | 人  | 2  |    |    |            | R0803<br>管理費区分 無 |
| 交通誘導警備員 B |       |         | 人  | 4  |    |    |            | R0804<br>管理費区分 無 |
| 合 計       |       |         |    |    |    |    |            |                  |
|           |       |         |    |    |    |    |            |                  |

上段から 既契約数量 / 出来高数量 / 出来高累計 / 前回残工事 / 今回残工事

一式当たり内訳書

| 第6号内訳書 | 技術管理費   |    |    |    |    |      | 単価適用年月日    | 令和 6年 9月 1日                  |
|--------|---------|----|----|----|----|------|------------|------------------------------|
|        |         |    |    |    |    |      | 歩掛適用年月日    | 令和 6年 9月 1日                  |
|        |         |    |    |    |    |      | 労務調整-超過-規制 | 1.000-00000020               |
|        |         |    |    |    |    |      |            |                              |
| 名称     | 規格 / 条件 | 単位 | 数量 | 単価 | 金額 | 数量増減 | 金額増減       | 摘要                           |
| 技術管理費  |         | 式  | 1  |    |    |      |            | WYB00001<br>管理費区分 無<br>単-43号 |
| 合 計    |         |    |    |    |    |      |            |                              |
|        |         |    |    |    |    |      |            |                              |

上段から 既契約数量 / 出来高数量 / 出来高累計 / 前回残工事 / 今回残工事